

■ 委員長報告概要 ■

		平成 29 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 23 号 平成 29 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について	
概 要	歳入歳出予算総額をそれぞれ 92 億 692 万円とする。歳入の主なものは、勝車投票券発売収入として 86 億 2,405 万 2,000 円、場外発売事務協力収入を 4 億 430 万 8,000 円、歳出の主なものとして、包括的民間委託料は 6 億 2,000 万円、勝車投票券払戻金は 59 億 6,721 万 8,000 円計上している。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>*これまでの4重勝単勝式の実績は 500 円が25回成立したが、3,500 円と 3 万 5,000 円は成立していない。29年度は 500 円は本場で24 回、場外で126回、3,500 円は4回、3 万 5,000 円は1回の成立で予算を計上し、合計で 5 億 790 万 4,000 円</p> <p>*包括的民間委託は日本写真判定(株)と委託料 6 億 2,000 万円、市への収益保証は 6,000 万円で5年契約をする予定である。</p> <p>*地域公益事業として障害者福祉施設等の改修や学校の放送設備・電話設備等 1,200 万円を計上している。</p> <p>*債務の返済計画が示され、平成46年度には累積債務が解消される。</p>	
討 論	当初予算から 4 重勝単勝式が新たに組み立てられており、これはギャンブル性の強いもので、さらにセキュリティの対策も十分でないので反対する。	
結 果	賛成多数で可決	

平成29年3月定例会

総務文教常任委員会

議案件名	議案第27号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	市長部局から教育委員会への情報提供について、番号法第19条第9号に基づき、条例に新たに定めようとするもの
論点又は質疑によって明らかになった事項	<p>* 主な事務は就学援助に関するもので、このほか学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務及び学校教育法施行令に該当する障害の程度に該当する児童・生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務である。</p> <p>* 就学援助の場合これまで所得の証明書類の提出が必要であったが、この改正により不要となる。</p> <p>* 個人番号の記入を拒否した場合、市で記入する。</p>
討論	個人番号に情報が集約され、漏えいの可能性もあるので反対する。
結果	賛成多数で可決

平成29年3月定例会

総務文教常任委員会

議案件名	議案第28号 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例及び山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
論点又は質疑によって明らかになった事項	<p>* 改正内容は①介護休暇の分割②介護時間の新設③育児休業等に係る子の範囲拡大である。</p> <p>* 現在介護休暇等を取得している職員はいない。</p>
討論	なし
結果	全員賛成で可決

平成29年3月定例会

総務文教常任委員会

議案件名	議案第29号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について
概要	消費税率の10%への引上げ時期を平成31年10月1日に変更すること等に伴い、市税条例の一部を改正するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*改正の主な内容は ①住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を平成33年12月31日まで2年半延長する。 ②法人市民税の法人税割の税率を12.1%から8.4%へ引き下げる。 ③自動車取得税を廃止し、軽自動車税に環境性能割を創設する。また、軽自動車のうち3輪以上の軽自動車に対し、名称を軽自動車税から軽自動車税種別割に変えて課税する。
討論	なし
結果	全員賛成で可決

平成29年3月定例会

総務文教常任委員会

議案件名	議案第41号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
概要	養護老人ホーム長生園組合ほかの解散等により、山口県市町総合事務組合の事務規約を変更するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*今回解散するのは養護老人ホーム長生園組合、豊浦大津環境浄化組合である。
討論	なし
結果	全員賛成で可決

平成29年3月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第42号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
概 要	養護老人ホーム長生園組合の解散に伴い、共同処理していた退職手当支給事務に関わる財産処分について、関係地方公共団体と協議の上定めるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*退職金に不足が生じるため宇部市と山陽小野田市が負担する。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 29 年 3 月 定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 17 号 平成 29 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について
概 要	歳入歳出とも 83 億 5,359 万 5,000 円で、前年度当初予算比 0.38%、3,182 万 7,000 円の増額。国保料収納率は 90.62% に設定し、基金繰入金 1 億 6,865 万 8,000 円を計上したため、基金残高は 5 億 6,869 万 8,611 円となる
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 「国保料の納付方法の割合と件数は」の問いに「特別徴収が 1,743 件で 19.2%、納付書が 3,769 件で 41.4%、口座振替が 3,584 件で 39.4%となる」との回答があった。 * 「医療費が 4.8% と大幅に伸びた背景に薬剤費の伸びがあるというが、この傾向は今後も続くのか」の問いに「一人当たりの調剤費が 23 年度の 7 万 919 円から 27 年度は 9 万 6,271 円と突出して伸びており、今後の国の薬価基準等を注視していきたい」また「高額薬剤がどの程度使われているのか分析は」の問いに「抗がん剤の 3 種に特化してつかんでいる」との回答があった。 * 「国保加入者の減少傾向は」の問いに「後期高齢者医療制度や社会保険への移行等により、国保加入世帯の割合は平成 25 年度 22.85% から平成 27 年度 21.92% へ減少」との回答があった。 * 「特定健診、がん検診受診者と未受診者との医療費の比較は」の問いに「生活習慣病では受診者一人当たりの医療費は 6,953 円だが、未受診者 3 万 4,311 円で 5 倍の差」との回答があった。 * 「特定健診の受診率アップのための新たな施策は」の問いに「14 回のうち 8 回をがん検診と一緒に実施し、特定健診時には骨密度の測定などができるようにしたい」また「病院での検査は特定健診の受診率アップにつながらないのか」の問いに「人間ドックなどの健診結果を市に提供されれば特定健診にカウントできるので、病院との連携も研究したい」との回答があった。 * 「特定健診やがん検診受診者にポイント制度の導入を検討しているか」の問いに「健診や体操教室などの参加にポイント制度を導入し、インセンティブをつけて促す方法は取り組んでいきたい」また「ジェネリック医薬品の利用状況はどうか」の問いに「1 月の利用率実績が 67.8% で 13 市中 5 番目。年間での医療費低下の状況は保険者負担額ベースで一人当たり 4,039 円下がっている」との回答があった。 * 「基金取崩しの理由と滞納対策は」の問いに「基金は歳入不足分を補う目的。滞納対策は電話による催告と家庭訪問が中心で、年 2 回の短期被保険者証と資格証明書発行の判定委員会の前には家庭訪問を特に重視している」との回答があった。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 29 年 3 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 18 号 平成 29 年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について
概 要	平成 29 年度は第 6 期事業計画の最終年。新年度から始まる総合事業を含む予算総額は、歳入歳出とも 61 億 6,729 万 1,000 円で、前年度に比べ 6,540 万 7,000 円の増額
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>*「保険給付の中の福祉用具や住宅改修の対応についてはどうか」の問いに「住環境コーディネーターやケアマネジャーなどが対応しているが、限度額が福祉用具は 10 万円、住宅改修は 20 万円なので、限度額を超えるものについては完全に満足のいくサービス提供にはなっていない」との回答があった。</p> <p>*「介護保険法第 2 条の趣旨を踏まえて要介護認定率を目標とするのか」の問いに「現在の認定率は 18.7%だが、次期計画の中で認定率の低下も目標にしたいと考えている」また「介護予防型デイサービスの今後の対応はどうか」の問いに「いきいきデイサービスの利用者に基本チェックリストを実施し、非該当者は一般介護予防事業で対応したい。また地域で住民が運営する通いの場をどんどん増やしていきたい」「安心ナースフォンの対象者を増やしたのはなぜか」の問いに「独り暮らしの高齢者世帯が 2,966 世帯あり、15%の 420 世帯程度に普及させたい」「高齢者実態把握委託料の内容は何か」の問いに「65 歳以上全員の実態調査ではなく、困っている高齢者を民生委員等から聞き取りし、訪問調査して把握する」との回答があった。</p> <p>*「保険料の収納率と滞納状況は」の問いに「27 年度の普通徴収が 86.39%で、不納欠損が 485 万 6,068 円」との回答があった。</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		平成 29 年 3 月定例会
		民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 19 号 平成 29 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について	
概 要	歳入歳出とも 10 億 4,344 万 8,000 円で、前年度当初予算比 4.6%、4,613 万 5,000 円の増額	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 「被保険者数と滞納者の状況は」の問いに「2 月 1 日現在で被保険者は 1 万 403 人。現年度分滞納者は 130 名」また「普通徴収の中で所得のない滞納者は何人か」の問いに「年金収入年間 120 万円以下等の所得のない滞納者は 69 名」との回答があった。</p> <p>* 「滞納者への保険証の発行状況はどうか」の問いに「県広域連合の方針で滞納者へ資格証明書は出さず、短期被保険者証で対応している」との回答があった。</p>	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

議 案 件 名	議案第24号 平成29年度山陽小野田市病院事業会計予算について
概 要	入院患者を1日185人、外来患者を1日430人とし、医業収益を昨年度比1億4,388万7,000円増の38億5,702万7,000円。また税抜き後の予定損益計算では、病院事業収益42億64万8,000円に対し、病院事業費用41億9,932万6,000円で、単年度純利益132万2,000円となる。一人1日当たりの入院単価は700円増の3万6,200円、外来単価は昨年比300円増の9,600円を見込む
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 「昨年度の最終補正予算に比べ患者数、単価を増やした理由は」の問いに「近隣の医療機関が産科分娩を中止したことによる産科の入院患者増と在宅医療後方支援病院として在宅診療所との連携により入院患者増が見込める。開業医への訪問、紹介依頼などにより外来患者増にも努めたい。単価増は新たな加算の取得やレセプト請求の漏れなどを把握したい」との回答があった。</p> <p>* 「今回、高めに予算計上した理由は何か」の問いに「病院を安定的に経営していくために経営改善の業務委託を行った。収益の増加に努めたいとの意思の表れだ」また「入院患者数を昨年の180人から185人とした要因と病床稼働率は幾らか」の問いに「急性期病院として他院からの紹介等が非常に低く、連携の強化等により入院患者を増やす目標と努力を課した。病床稼働率は86%に設定した」との回答があった。</p> <p>* 「地域連携室の体制強化は」の問いに「今年度からソーシャルワーカーを配置し3人体制とした」また「改革プランの医師数は28人の予定だが現状は」の問いに「正規の医師22人と嘱託医4人、54人の非常勤医師でカバー」との回答があった。</p> <p>* 「収入面での改善は有料個室と健診体制強化なのか」の問いに「有料個室の収入実績が1月末で昨年比21%増、健診等の公衆衛生事業も3.6%増を見込んでいる。各部署が経営コンサルタントと相談しながら改善に努力している」との回答があった。</p> <p>* 「手術による収益が増加している理由は」の問いに「改革プランでは1,300件程度の手術となっているが、新年度から肺がんなどの胸部手術と眼科の手術が可能になる」との回答があった。</p> <p>* 「病院機能評価は」の問いに「今年6月には経営コンサルタントから報告書が出されるので、それを確実に実行し、その後の課題として病院機能評価にいきたい」との回答があった。</p> <p>* 「患者の待ち時間解消と人間ドックの市職員の活用状況はどうか」の問いに「患者への声かけなどの改善策を進めている。市職員の間人ドック利用に関しては、共済組合への働きかけを行っている」また「院内保育所の利用状況と利用料はどうか」の問いに「当病院関係者は22名の利用者中9名で一人2万5,000円の利用料となる」との回答があった。</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 29 年 3 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 31 号 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	のぞみ園では平成 26 年から 18 歳以上の障害者のケアプランを作成する体制はできていたが、18 歳未満の障害児のケアプランも作成できる体制とするため、のぞみ園の業務に障害児相談支援事業を加え、利用要件に障害児相談支援サービスを加えるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 現在 18 歳未満の利用者は 76 人で市内 1 か所、市外 6 か所の相談支援事業所でケアプランを作成しているが、これ以上の受け入れは困難な状況で、のぞみ園の相談支援事業所開設により、身近な事業所でのケアプラン作成、相談体制ができる。利用料は無料。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 32 号 山陽小野田市児童発達支援事業所条例の制定について
概 要	なるみ園について、児童福祉法に定める児童発達支援を行う児童発達支援事業所として、県の指定を受けて事業を行うために必要な事項を定めるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 「支援は何名体制か」の問いに「指導員 5 名体制で行っている」また「平成 24 年に児童福祉法が改正されたのに、条例制定が 5 年も遅れたのはなぜか」の問いに「市内の障害者施設のみつば園、みつば園は法定施設に移行することが義務付けられていた施設であったが、なるみ園は法的な位置付けがなかった。しかし平成 23 年に県補助がなくなって以降、定員の見通しや施設の種類の選択など管理者と協議を重ね、今回の法定化となった」との回答があった。</p> <p>* 「これまでの利用者負担と今後の負担はどうなるのか」の問いに「これまでは法的な位置付けがなく利用者負担はなかったが、今後は利用者負担がある。市民税非課税世帯は負担がなく、市民税課税世帯で月額 4,600 円、市民税所得割が 28 万以上の世帯は限度額の 37,200 円となる。ただし、実質は月額 1 万 4,000 円程度となる。これまで通園者全員への説明会を 2 度行い、基本的に了承いただいた」との回答があった。</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 29 年 3 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 33 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	国民健康保険法施行令の改正に伴う所要の改正。近年の物価の上昇を受けて低所得者の負担に配慮し、一人当たりの所得基準を 5 割軽減世帯で 5,000 円、2 割軽減世帯で 1 万円緩和するもの。これにより 5 割、2 割軽減は 91 世帯増え、国保料の賦課は約 240 万円減となる見込み
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 「新たな 5 割、2 割軽減世帯の内訳はどうなっているか」の問いに「これまで対象外であった方で 2 割軽減に該当するものが 50 世帯、2 割軽減から 5 割軽減に変更となるものが 41 世帯、あわせて 91 世帯となる」との回答があった。 * 「国保加入者と軽減世帯の割合はどうか」の問いに「国保加入者 8,951 世帯のうち 7 割、5 割、2 割軽減世帯が 5,807 世帯で、これに新たに 50 世帯が増えることになり、通常の保険料を支払う世帯は 3,094 世帯となる」との回答があった。 * 「限度額引上げはしないのか」の問いに「今回、限度額引上げは見送られた」との回答があった。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 35 号 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	平成 28 年度の人事院勧告に基づき、現在は同額である子と孫に係る扶養手当を変更するため、必要な改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 孫については、現在と同じ 6,500 円のままで変更なし。子については現在の 6,500 円から 1 万円となるが、平成 29 年度は特例措置として 8,000 円となる。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 29 年 3 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 37 号 山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
概 要	小野田本山郵便局及び小野田有帆郵便局での住民票の写し等証明書の発行業務の取扱期間が平成 29 年 3 月 31 日で満了するため、平成 31 年 3 月 31 日まで業務委託を延長し、指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 「取扱い件数及び取扱い時間はどうか」の問いに「平成 28 年 2 月末現在、本山郵便局が 102 件、有帆郵便局が 103 件。午前 9 時から午後 5 時まで受け付けている」との回答があった。</p> <p>* 「マイナンバー等の取扱いはどうなっているか」の問いに「マンナンバー入りの住民票は取り扱わない」また「郵便局での個人情報取扱いは厳重に管理されているのか」の問いに「個人情報の取扱いは協定書で規定しているが、実態調査は行っていないので、新規協定のときに確認をしたい」との回答があった。</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 38 号 養護老人ホーム長生園組合の解散に関する協議について
概 要	地方自治法第 288 条により、一部事務組合を解散しようとするときは構成団体の協議により県知事に届け出なければならない。第 290 条で、その協議については構成団体の議会の議決を経なければならないとなっているため、議会の議決を求めるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 「現時点で長生園の退職希望者は何人か」の問いに「職員 21 名中 1 名の正規職員と 7 名の臨時職員が引き続き雇用継続を希望し、1 名の正規職員が回答を保留している。残りの職員は退職の予定」また「退職希望者の再就職相談窓口を設置する必要があるのではないか」の問いに「就職の斡旋等を行っていないが相談があれば対応したい」との回答があった。</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		平成 29 年 3 月定例会
		民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 39 号 養護老人ホーム長生園組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について	
概 要	長生園組合同規約第 18 条第 2 項、組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定については、組合市が議会の議決を経て行う協議をもって定めるとなっており、この規定により議会の議決を求めるもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*平成 29 年 3 月 31 日で長生園組合が解散するため、4 月 1 日以降の歳入、歳出、決算などの残務処理を山陽小野田市が行う。	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

議 案 件 名	議案第 40 号 財産の無償貸付について	
概 要	市有地である長生園の敷地について、社会福祉法人さわやか会が現地で養護老人ホームを経営する間に限って無償で貸し付けるもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*土地の無償貸付は公募の条件となっている。	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

	平成 29 年 3 月定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 16 号 平成 29 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計 予算について
概 要	<p>予算総額は前年度当初予算に比べ歳入歳出共に 450 万円減の 2,618 万 2,000 円とするものである。</p> <p>歳出については、一般管理費 628 万 4,000 円を計上し、その中で自動精算機やゲート設備などの機器の更新に 220 万 4,000 円を計上している。公債費は地方債の償還金で元金 1,942 万円と利子 37 万 8,000 円を計上している。予備費は 10 万円を計上している。</p> <p>歳入については、平成 28 年度の実績を参考に駐車場使用料 1,289 万 4,000 円を計上している。主なものとして駐車場使用料 1,200 万円、定期券、プリペイドカードなどがある。繰越金は 606 万 9,000 円である。繰入金は 716 万 8,000 円を計上しているが、平成 30 年度と 31 年度の 2 か年で一般会計に戻す予定にしている。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金改定をしたことにより、平成 28 年度の利用者は増えたものの料金収入全体は半額ぐらいになっている。 ・ プリペイドカード、定期券の販売は都市計画課、文化会館、山陽総合事務所で行っている。 ・ 新しい自動精算機は 6 年リースである。 ・ 新しいゲートの管理システムは、内部センサーが多く付いており、監視モニターも高画質なので防犯対策がしっかりしている。 ・ 入口と出口が違うので、出口をロータリー側にしてほしいという意見があったが、出口については、安全上の理由により公安委員会との協議が必要である。構造的に可能であれば検

	<p>討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場の新設については J R と協議しており、平成 3 2 年度を目標とした J R の駅のバリアフリー化を実施する際に、併せて整備の検討をすることになっている。
討 論	賛成：料金引き下げの効果が証明されている。
結 果	全員賛成で可決

平成 2 9 年 3 月 定例会
産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第 2 0 号 平成 2 9 年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について
概 要	<p>予算総額は前年度当初予算に比べ、2 6 1 万 4 , 0 0 0 円の減額で歳入歳出とも 1 , 1 5 5 万 6 , 0 0 0 円とするものである。</p> <p>歳入の主なものは市場使用料 1 5 4 万 3 , 0 0 0 円、一般会計繰入金 8 3 5 万 3 , 0 0 0 円、小野田中央青果株式会社等からの光熱水費負担金 1 6 5 万円である。</p> <p>歳出については市場管理費 1 , 1 5 0 万 6 , 0 0 0 円であり、その主な内容は光熱水費 3 1 7 万 8 , 0 0 0 円、修繕料 2 4 2 万 8 , 0 0 0 円、警備委託料 4 6 1 万 8 , 0 0 0 円、開場日の業務全般の管理委託料 7 3 万 5 , 0 0 0 円、予備費 5 万円を計上している。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 2 8 年度まであった運営補助金は計上していない。平成 2 6 、 2 7 年度の営業報告から経営改善が見られたので運営補助費がなくても運営は可能であると判断した。 ・ 市場の活性化については検討中であるが、農林水産まつり等を開催して地域に P R している。 ・ 会場日は 1 年間で約 2 6 0 日。水曜日と日曜日が休みであり、1 日に 1 5 人から 2 0 人の来場がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・入荷先割合は市内10.7%、県内44.5%、県外44.8%の状況であり、出荷割合は市内70.8%、県内29.2%である。 ・給食センターの供用開始に向けての会議が2か月に1回開催されている。メンバーは、教育委員会、栄養士、農林水産課、農協センター長、美祢農林事務所、中央青果の方々である。
討 論	賛成：今後、運営補助金が出ないことを信じたい。
結 果	全員賛成で可決

平成29年3月定例会
産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第21号 平成29年度山陽小野田市下水道事業特別会計 予算について
概 要	<p>歳入歳出総額はそれぞれ30億9,776万5,000円である。</p> <p>歳出の主なものは一般管理費8,840万8,000円、施設管理費2億9,982万円、水質管理費989万7,000円、下水道建設費9億3,433万1,000円、公債費14億4,129万7,000円、予備費50万円を計上している。</p> <p>歳入の主なものは下水道負担金2,496万5,000円、下水道使用料5億9,774万1,000円で、そのうちの現年度分収納率は98.8%を見込んでいる。下水道事業費国庫補助金3億9,785万円、下水道事業費繰入金11億972万8,000円、下水道事業債4億5,700万円、資本費平準化債4億9,620万円などである。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・普及率は年間0.5%を越す目標であるが、現在大型団地に向けて動いているので、0.6%以上が期待できる。 ・有帆地区については共和台を平成30年度に取り込み、南平台は調査中であるが、大休団地は汚水処理施設整備構想から

	<p>外れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口東京理科大学の薬学部建設が決定したため、急きょ28年度に事業計画の変更を行い、現在工事を実施している。 公営企業会計への移行は、平成31年4月の移行を目標にしている。 平成29年10月からコンビニ収納を始める予定であり、下水道の分担分の負担金を水道局へ支払うことになっている。 管理委託の入札は3年ごとに実施し、小野田水処理センターは株式会社日本管財環境サービス、山陽水処理センターはフジ総業株式会社が受注している。現行の期間は平成27年6月1日から平成30年5月31日までとなっている。 公債費の残額は194億円である。
討 論	<p>反対：受益者負担金は義務規定ではないにもかかわらず徴収しており、不十分な体制での運営を改善する見通しが明らかでない。</p>
結 果	<p>賛成多数で可決</p>

平成29年3月定例会
産業建設常任委員会

議 案 件 名	<p>議案第22号 平成29年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計予算について</p>
概 要	<p>歳入歳出総額それぞれ8,585万3,000円を計上している。</p> <p>歳出の一般管理費2,364万円については、光熱水費591万6,000円、修繕料149万7,000円を含む需用費を813万3,000円、処理施設維持管理委託料925万4,000円、公営企業会計適用化業務委託料194万4,000円を含む委託料1,198万9,000円などを計上している。公債費は地方債元金償還金4,941万7,000円、利子償</p>

	<p>還金 1, 274万6, 000円を計上しており、予備費は5万円を計上している。</p> <p>歳入については、農業集落排水使用料 2, 485万円、一般会計繰入金 5, 820万円、前年度繰越金 10万円、公営企業適用債 270万円などを計上している。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・起債残高は平成28年度末で4億2, 394万6, 000円の見込みである。 ・農業集落排水処理場には常駐の職員が配置されておらず、自動通報装置を設置している。 ・公営企業適用債は平成32年4月までに公営企業に適用するため、財源として国が平成27年度に新設した。 ・農業集落排水への新規加入については余裕があるので可能ではあるが、取り込む側が自分でつなぐことになる。
<p>討 論</p>	なし
<p>結 果</p>	全員賛成で可決

平成29年3月定例会

産業建設常任委員会

<p>議 案 件 名</p>	<p>議案第25号 平成29年度山陽小野田市水道事業会計予算について</p>
<p>概 要</p>	<p>年間有収水量は前々年度決算実績の98.1%程度を見込んでいる。</p> <p>収益的収支の収入合計は前年度当初比較で1, 146万円減額の15億318万7, 000円となり、支出合計は前年度当初比較で8, 054万円増の13億7, 219万1, 000円としている。その結果、税処理後の単年度純利益は7, 726万8, 000円を見込んでいるが、非現金収入の6, 209万6, 000円を引いた現金性損益は1, 517万2, 000円となる。</p>

	<p>資本的収支は支出で建設改良費 7 億 1, 9 7 7 万 2, 0 0 0 円、企業債償還金が 3 億 3, 5 4 8 万 2, 0 0 0 円で、支出合計では 1 0 億 6, 7 7 6 万 2, 0 0 0 円となる。</p> <p>収入については上水道企業債 4 億 4, 0 0 0 万円の新規借入を行うなど収入合計は 4 億 6, 2 4 9 万 5, 0 0 0 円となり、資本的収支の差し引きで、6 億 5 2 6 万 7, 0 0 0 円が不足になる。その対応は内部留保資金等や積立金を取り崩して補填する。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業債を 4 億 4, 0 0 0 万円にとどめているのは、財政計画の中で企業残高を将来的に給水収益の 3 倍程度に収めて、財政破綻を起こさないようにするためである。 ・ 建設改良費が減額されて、減価償却費が大幅に増額しているのは、平成 2 6、2 7、2 8 年度で西見配水池と鴨庄浄水場の改修事業に大型投資を行い、平成 2 9 年度から減価償却が開始されるためである。 ・ 有収率は 9 0 % の目標に対し 8 6. 6 6 % である。有収率の上下を左右するのは漏水と工事に係る洗浄等である。 ・ 企業債の残高は平成 2 9 年度末で約 5 3 億円となる。それに対し、内部留保資金は約 7 億円である。 ・ 配水管路の計画については、アセットマネジメントで 8 0 年間の更新を見据えた計画を作り、全体の事業そのものは決まっている。そのうちの緊急性の高いものを抽出した 1 2 年間分の事業計画を作ろうとしている。 ・ 西見配水池ができたことにより、物見山配水池は廃止になる。 ・ 水道料金は 2 期をベースにして滞納があった場合は、督促状、停水予告を出し、その後、給水停止の形を取っている。停水した件数は、年間約 6 0 件であるが、停水することによってほとんどの方から支払っていただいている。
<p>討 論</p>	<p>反対：水道事業の内容について、市民への説明が十分ではない。</p>

結 果	賛成多数で可決
-----	---------

平成 2 9 年 3 月 定 例 会
産 業 建 設 常 任 委 員 会

議 案 件 名	議案第 2 6 号 平成 2 9 年度山陽小野田市工業用水道事業会計 予算について
概 要	<p>収益的収支で、収入は前年度当初比較で 6 4 万 8, 0 0 0 円減の 2 億 9, 7 7 4 万 2, 0 0 0 円とし、支出は前年度当初に比べ 5 5 1 万 7, 0 0 0 円増の 2 億 7, 8 1 8 万円としている。この結果、税処理後の単年度純利益は 1, 7 3 2 万 2, 0 0 0 円となる見込みだが、非現金収入 3 9 1 万 3, 0 0 0 円を差し引いた現金性利益は 1, 3 4 0 万 9, 0 0 0 円となる。</p> <p>資本的収支で収入は病院会計からの貸付金償還金 6, 6 0 0 万円のみであるが、これは平成 1 9 年度決算で措置した額の一部が返還されたもので収支差引計算には算入していない。</p> <p>支出は西部線送水管改良工事 3, 0 2 4 万円のみで支出総額 5, 5 2 1 万 9, 0 0 0 円となり、この全額が補填すべき不足額となるので、内部留保資金等に加えて減債積立金 2, 1 5 8 万 8, 0 0 0 円を取り崩して対応する。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	・病院からの償還金について、今のところ特段連絡はない。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成 2 9 年 3 月 定 例 会
産 業 建 設 常 任 委 員 会

議 案 件 名	議案第 3 4 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する
---------	---------------------------------

	条例の制定について
概要	平成29年度から県より権限移譲される採石法に係る「採石採取計画の認可関係業務」及び砂利採取法に係る「砂利採取計画の認可関係業務」について、手数料が発生するために改正を行うものである。岩石採取計画認可申請手数料の岩石採取計画の認可については1件につき5万5,000円。岩石採取計画の変更の認可については1件につき3万5,000円。砂利採取計画認可申請手数料の採取計画の認可については1件につき3万7,700円。砂利採取計画の変更の認可については1件につき1万7,000円としている。手数料の額は県と同額である。
論点又は質疑によって明らかになった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今までは県の事務であったが、山口県の事務処理の特例に関する条例に、市町への権限移譲対象事務として掲げており、山陽小野田市が手を挙げて、権限移譲で市の事務になった。 ・ 採石法関係について、市内で3事業所が該当している。 ・ 砂利採取法の対象事業所はない。砂利については現在許可されている河川はなく、瀬戸内海は瀬戸内法の規制が掛かっているため、砂利採取法の新規登録は不可能である。
討論	なし
結果	全員賛成で可決

平成29年3月定例会

産業建設常任委員会

議案件名	議案第36号 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	平成28年度の人事院勧告に基づき、国に準じて扶養手当を改正するもので、現在は同額である子と孫に係る扶養手当が、平成29年度から異なる額となるため、号を追加して子と孫を

	<p>分けるものである。改正後の子の扶養手当額は6,500円から1万円になるが、平成29年度は特例措置として8,000円となる。孫については現在と同じ6,500円に変更はない。なお、配偶者に係る手当の額は1万3,000円から6,500円に減額されるが、平成29年度は特例措置として1万円になる。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<p>・実質このことでの影響はほとんどない。</p>
<p>討 論</p>	<p>なし</p>
<p>結 果</p>	<p>全員賛成で可決</p>

■ 委員長報告概要 ■

		平成29年3月定例会
		一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	議案第15号 平成29年度山陽小野田市一般会計予算について	
概 要	平成29年度山陽小野田市一般会計予算は、歳入歳出それぞれ349億800万円で、骨格予算であるが、前年度当初予算と比較して22.0%、62億9,628万5,000円の増額となっており、財政力指数は、3か年平均で0.637、実質公債費比率は10.8%を見込んでいる。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>【手話通訳者設置事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の講演会などに手話通訳者や要約筆記者を配置する。 ○ 平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障がいを持っている人に対し、障壁を取り除く合理的配慮の提供が行政機関に義務付けられた。 ○ 配置形態には「希望」と「配置」の2種類がある。「希望」は、事前に配置希望の連絡をもらい、通訳者を配置、校区単位で行われる説明会などを想定。「配置」は、希望の有無に関わらず積極的に通訳者を配置、全市的に開催されるものを想定 ○ 意思疎通支援者派遣委託料50万円を計上。通訳者の確保や日程調整などのコーディネート業務を市社協に委託 <p>(主な質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「法律の有無に関わらず、必要ではないか」との質問には「根拠ではなく、きっかけ。総合的な考えの下、全庁的に取り組んでいくための事業である」との答弁 <p>【産地パワーアップ事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産地パワーアップ計画に位置付けられた農業者団体等が農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物への転換など、収益向上に取り組む場合に補助金を交付 ○ 全ての農産物を対象に総合的に支援する国の補助事業 ○ 対象団体は、有限会社グリーンハウスとJA山口宇部 ○ 事業内容は、西高泊地区において、ネギの集出荷施設とアスパラガスの栽培用ビニールハウスを新設 ○ ネギについては、「おのだネギ三昧」のブランドで県内市場を中心に出荷されており、今後、県内市場のシェア拡大と新たに関東 	

など大都市圏での販路開拓により販売拡大に取り組む。新たに集出荷施設、選別・調整機械等を整備し、機械化による作業効率の向上、生産拡大に向けた体制強化を図り、全国で戦える競争力のある産地の確立を目指す。

- アスパラガスについてもブランド化を進め、ビニールハウスの新設により生産量の拡大を図る。
- 事業費は2億1,600万円と3,240万円、合計2億4,840万円。このうち、施設整備費の2分の1以内の1億1,500万円について県支出金を充てる。

(主な質疑)

- ・ 「産地パワーアップ計画の期間は」との質問には「計画の目標年度は平成31年度。最低でも10%の生産量の拡大と販売額の拡大が見込まれるものと位置付け。平成27年度比、生産額1.4倍、生産量1.3倍が目標」との答弁
- ・ 「産地に人を呼び込む仕組みがいるのでは」との質問には「ネギ三昧はふるさと納税の返礼品で、いろいろなところからの見学もある。ブランド化を進めることにより、呼び込みも考えたい」との答弁

【学校給食共同調理場管理運営事業】

- 学校給食センターを管理運営する上で必要な予算、8万6,000円、本年2月に立ち上げた学校給食運営委員会の運営に必要な経費など

(主な質疑等)

- ・ 「運営委員会のメンバーは」との質問には「教育部長、小中学校長、管理栄養士、給食主任、養護・栄養教諭、調理員、学識経験者、PTAなどである」との答弁
- ・ 「配膳校の改修工事が二つに分かれているが、その理由は」との質問には「配膳校の改修工事は、単年度でまとめて行う予定だったが、工事の内容や夏休み中に仕上げなければならないので、平成29年度と平成30年度の2期に分けて行うことに変更した。1期工事は給食調理に支障がないように外構を行い、2期工事は給食室を配膳室に改修する工事を行う」との答弁
- ・ 「学校給食センターの運営の責任者が決まっていない。早い時期に責任の所在をはっきりさせて実施すべき」と委員からの指摘

【学校司書】

(主な質疑)

- ・ 「有資格者は少なくとも任期付職員という一定の原則があったが、学校司書は司書の資格を持っているにも関わらず、臨時職員となっているが」との質問には「事業を計画的・効果的に進めるために必要とされる人員を配置していくというのが基本的な考え方。有資格者全て任期付きという考えは持っていない。昨年、司書の連携などのため、小野田地区に一人、山陽地区に一人、専門的な知識を持った人を任期付職員として配置したが、全体の方針が変わらない以上、他の人を全て任期付職員にするという考えはない」との答弁
- ・ 「図書館は基本的に任期付きだ。同一労働、同一賃金で考えれば、おかしいのではないか。そういう提起を教育委員会にするつもりはないか」との質問には「公立図書館の司書と学校司書はかなり違う。学校司書の場合、司書と教諭という資格を持っているのに臨時職員というのはどうなのかという問題であれば、提起できるし、議論していきたい」との答弁

【自由討議】

- 非常に縦割り行政が強く、その壁がなかなか突破できていない。単なる機構改革だけではなく、組織再編も含めて、市民の要望に応えられる行政組織の在り方を議会として提言すべきだ。また、担当課長が毎年変わっていく状況の中で、なかなか議論が深まらず、抜本的な改革に繋がっていかない。具体的な政策展開をしていく上で一定の経験がなければ、うまくいかないという場合もあるので、人事問題についてもきちんと提言したほうがいい。
- 事業に対する強い使命感が相当欠けている気がする。それを改善できるような職場のシステムにしてほしい。
- 事務事業評価制度は以前に比べ、かなり精度は上がってきたが、原課と企画課の採点が違っている。原課と企画課が一体感を持った事務事業の進め方の対応が必要だ。
- 新体制の下で、6月に補正予算が出されると思うが、このまあの何を全面に出していくかをきちんと打ち出し、まとめていくということが新しいリーダーに求められるということを今回の予算を通じて感じたので、6月に期待したい。

討 論

反対討論1・賛成討論1

結 果

賛成多数で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 29 年 3 月定例会
	山口東京理科大学薬学部設置促進 並びに利活用調査特別委員会
議 案 件 名	議案第 44 号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B 棟機械設備工事）請負契約の締結について
概 要	平成 30 年 4 月に薬学部を新設するための薬学部校舎棟建設工事のうち、A・B 棟に係る機械設備工事を着手するに当たり請負契約の締結について議会の議決を求めるもの
論点又は質疑 によって明らかになった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 契約の方法 指名競争入札 * 契約の相手方 山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B 棟機械設備工事）三建設備工業・嶋田工業特定建設工事共同企業体 * 請負契約金額 13 億 8,240 万円 28 年度分 5 億 5,290 万円 29 年度分 8 億 2,950 万円 * 工事期間 契約締結日から平成 30 年 2 月 28 日まで * 主な質疑 <ul style="list-style-type: none"> ・「指名業者数が少ないが、指名そのものは何社か」との問いに、「市内業者を含む共同企業体の公募を行い 3 社の応募があった」 ・「調査基準価格以下の入札金額となっているが、適正な工事ができると判断する基準はあるのか」との問いに、「基準はないが市の設計との比較やヒアリングで、全国規模で製品を取引しているスケールメリットとの回答を得て、大丈夫と判断した」 ・「設備工事の共同企業体は市内業者だけでできたのではないか。建築主体工事との整合性は」との問いに、「業者の年間工事受注金額が今回の発注金額を超えているかどうかで施工可能かどうか判断した」 ・「今回の一連の工事発注で、A 棟建築主体工事以外は最低制限価格や調査基準価格以下の契約となっている。公示価格の設定が正

	<p>しかなかったのではないのか」との問いに、「今回の単価は山口県から配布される単価に基づいて設計していて標準であり、どの工事も同様に設計している」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工期が非常に厳しいことで、応募業者が少なかったと考えられないか」との問いに、「工期は十分ではないかもしれないが、普通にあると考えている」 ・「^{かし}瑕疵担保は工事請負約款の適用なのか」との問いに、「約款どおりで、期間は通常2年」 ・「調査基準価格の報告書での責任の所在はきちんとしているのか」との問いに、「報告書は成長戦略室から監理室に届けている」 ・「各種検査報告書は残しているのか」との問いに、「今後はきちんを残しておくように改善させる」 ・「かなり大規模で分離発注である。監理がきちんできるのか」との問いに、「監理委託は行っているが、市の責任できちん監理する」 ・「今回の工事発注は大変イレギュラーで、特に指名業者数が少ないがその意図は」との問いに、「共同企業体の中に地元業者を必ず入れることを条件として、監理室に示したことが、一定の制約になっている」
<p>討 論</p>	<p>賛成討論あり</p>
<p>結 果</p>	<p>全員賛成で可決</p>

平成29年3月定例会

山口東京理科大学薬学部設置促進
並びに利活用調査特別委員会

議 案 件 名	議案第45号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B棟電気設備工事）請負契約の締結について
概 要	平成30年4月に薬学部を新設するための薬学部校舎棟建設工事のうち、A・B棟に係る電気設備工事を着手するに当たり請負契約の締結について議会の議決を求めるもの
論点又は質疑 によって明らかになった事項	<p>* 契約の方法 指名競争入札</p> <p>* 契約の相手方 中電工・太陽産業共同企業体</p> <p>* 請負契約金額 7億6,680万円 28年度分3億670万円 29年度分4億6,010万円</p> <p>* 工事期間 契約締結日から平成30年2月28日</p> <p>* 主な質疑</p> <ul style="list-style-type: none">・「1社入札となっているが、競争原理が働かないのではないか」との問いに、「公募時に業界紙、ホームページ等で広く全国に応募者を募っている。このことで競争性はあり、応募しないのは競争に参加する利益を放棄したものであり、その時点で競争に敗れたと考える。よって1社入札は問題ないとした」・「市のほかの入札との整合性がとれないのではないか」との問いに、「通常、市が行う入札は、公募でなく指名競争入札である。1社しか残らなかった場合は、指名しなかった残りの業者を加えて再度入札を行っている」・「1社入札の場合、金額の比較ができないのではないか」との問いに、「きちんと予定価格と調査基準価格を設定している」
討 論	賛成討論あり
結 果	全員賛成で可決

平成29年3月定例会

山口東京理科大学薬学部設置促進
並びに利活用調査特別委員会

議 案 件 名	議案第46号 物品の購入について
概 要	平成30年4月に薬学部を新設するための薬学部校舎棟建設工事のうち、A・B棟に係る研究機器類の物品購入契約の締結について議会の議決を求めるもの
論点又は質疑 によって明らかになった事項	<p>* 契約の方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当する）</p> <p>* 契約の相手方 株式会社紀伊國屋書店広島営業所</p> <p>* 請負契約金額 15億7,896万円</p> <p>29年度支払限度額 13億4,211万6千円</p> <p>30年度支払限度額 1億5,789万6千円</p> <p>31年度支払限度額 7,894万8千円</p> <p>* 納入期限 平成32年3月26日まで</p> <p>* 主な質疑</p> <ul style="list-style-type: none">・「随意契約としているが、その判断理由を聞きたい」との問いに、「50年を超す法律家としての直感からこれは随意契約可能と判断した。その理由は、市の社会的な信用からである」・「随意契約は例外でありその適用にはガイドラインが必要と考えるがどうか」との問いに、「今後は、基準・マニュアルを策定する必要があると痛感している」・「今回の指名業者を実績から3社としているが、その実績とはどのようなものか」との問いに、「文科省への申請に関する支援業務と支援業務の補助。過去10年間の施工実績、納入実績。工事に合わせて教員の意見を聞きながら研究備品の配置を検討。これらのコーディネートができること」・「このように複雑な業務に対し市の責任者はいるのか」との問いに、「4月から赴任予定の薬学部長である」・「市予算と大学予算との違いは何か」との問いに、「研究機器につ

	<p>いて、地方債の対象が市の予算でそれ以外は大学予算である」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市内業者で調達できる机、椅子、ロッカー等の備品はどうするのか」との問いに、「今後、大学が別契約で市内業者優先で発注予定である」 ・「建物や機器類はバリアフリーとなっているのか」との問いに、「大学運営の問題なので、大学に宿題としたい」 ・「今回の見積り合せには、入札書比較価格が設定されているが、市の方で設定できたのか」との問いに、「設計業者の下請けに、市の承認を受けた専門業者がいて作成した」 ・「その専門業者は、今回の見積り合せをした業者とは別なのか」との問いに、「今回の業者の中に入っているが、単価や諸経費率などは市の方で設定した」
<p>討 論</p>	<p>反対討論、賛成討論あり</p>
<p>結 果</p>	<p>賛成多数で可決</p>